

# 津波被災地区復旧・復興事業説明会 【楡葉町】

## ■津波防御方針（案）

\*津波防御方針を考えるにあたっては、基本的な方針で示した3つの津波、数十年～百数十年の頻度の高い津波(L1)、2011年東北地方太平洋沖地震に伴う津波と同規模の津波(今次津波)、潮位の最も高い時間帯に東北地方太平洋沖地震が発生した場合の最大クラスの津波(L2)を対象とする。

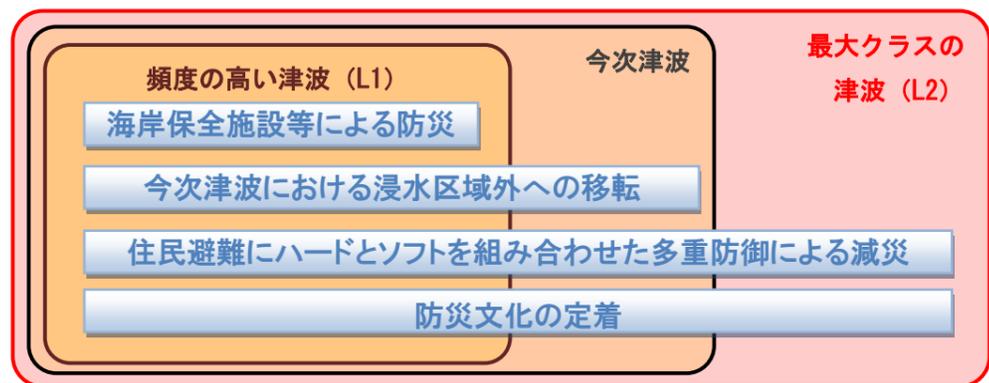


図1 津波防御の概念

- \*数十年～百数十年の頻度の高い津波(L1)に対しては、福島県において整理される整備方針に基づき、防潮堤のTP+8.7mまでの嵩上げ、河川堤防の嵩上げによる防災対策を行う。
- \*今次津波(2011年東北地方太平洋沖地震に伴う津波と同規模の津波)に対しては、海岸防災林の整備、避難施設・防災拠点施設の配置による減災対策を行う。
- \*潮位の最も高い時間帯に東北地方太平洋沖地震が発生した場合の最大クラスの津波(L2)に対しては、現在福島県において検討が行われている津波シミュレーション結果を踏まえ、避難計画や津波防護施設(今次津波による浸水区域の境界部に設置する盛土+植栽)による減災対策を行う。

表1 対象津波と施設整備

対象津波	頻度の高い津波 (L1)	今次津波	最大クラスの津波 (L2)
外力	明治三陸タイプ地震	東北地方太平洋沖地震	東北地方太平洋沖地震
潮位	朔望平均満潮位	地震発生時潮位	朔望平均満潮位
防御方針	海岸保全施設等による防災対策	復興まちづくりによる減災対策	住民避難を軸としたハード・ソフトによる多重防御による減災対策
検討施設	防潮堤 河川堤防	海岸防災林 避難施設(避難路・避難所) 防災拠点施設	避難計画 津波防護施設



— 海岸保全施設等(防潮堤・河川堤防)  
● 海岸防災林

※図中の検討施設の配置位置については、正確な位置情報を示すものではありません。

図2 津波防御における検討施設の配置イメージ案

※県道広野小高線については、河川堤防等の嵩上げに合わせた整備をすることで、結果的に津波防御の効果が期待されま

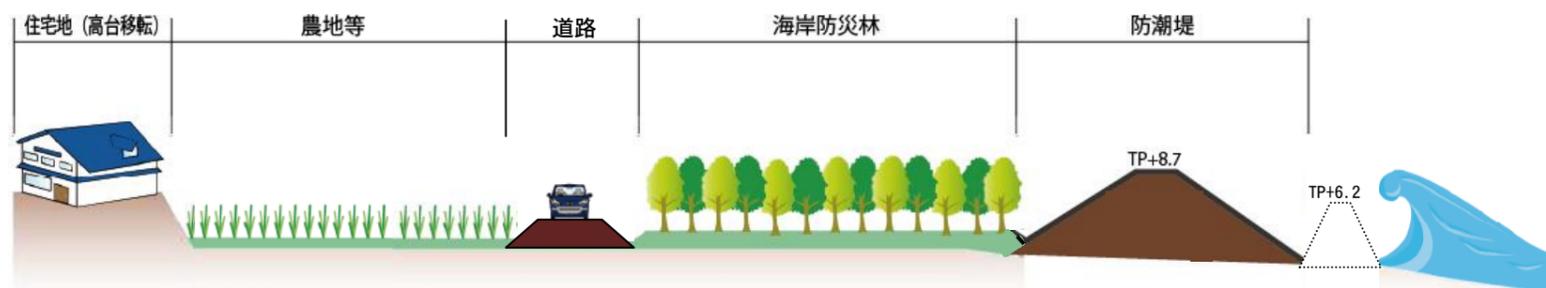


図3 代表的な断面のイメージ案 「福島県防災緑地計画ガイドライン」(H24.11 福島県土木部)を基に作成

■災害危険区域とは

\* 建築基準法第39条に基づき、津波等の自然災害から市民の生命を守るために、居住の用に供する建築物の建築を制限する区域

■移転促進区域とは

\* 豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域

楡葉町が指定した災害危険区域(平成25年2月14日告示)

災害危険区域を指定

津波の被害が甚大な地域に建築制限

町では、建築基準法第39条に基づき、東日本大震災による津波で家屋が流出するなど甚大な被害があった沿岸部の地域について、災害危険区域を指定しました。今回指定した区域では、町民の安全を確保するため、居住するための建築物の新築や増築などができなくなりました。

東日本大震災では、大津波により町内沿岸部で100戸余りの住宅が流出または全壊し、田畑も堤防も道路も壊滅するという未曾有の被害を受けました。

そうした被害を受けた本町の沿岸部の復旧・復興については、防潮堤や河川堤防の嵩上げのほか海岸林や道路などの整備による土地利用を組み合わせる「減災」という考え方に基づく津波に強いまちづくりを計画しています。

しかし、沿岸部にこうした対策を講じたとしても3月11日と同程度の津波が再来した場合には、人命に大きな危険があるため、居住用の建築物の建築を禁止する必要があると判断しました。

町では、昨年12月町議会において楡葉町災害危険区域の指定に関する条例を制定し、被災を受けた皆様との地区別懇談会等を実施し、このほど災害危険区域の指定告示を行いました。

なお、災害危険区域は別図のとおりです。

■災害危険区域とは

建築基準法第39条に基づき、居住目的の建物の建築に適さない場所として町が指定した区域。

■指定する区域(平成25年2月14日楡葉町告示第2号)

大字名	字名
波倉	腰巻の一部、横枕の一部、坊ノ下の一部、小作の一部、鎌田の一部、浜田の一部、前山の一部、原の一部、浜畑の一部、五反田の一部、細谷の一部、橋向の一部、北向の一部、汐ノ作の一部
井出	本釜の一部、小田前の一部、小田の一部
北田	金堂地の一部
前原	下川原の一部、北岡崎の一部、中江の一部、海法地の一部、下大川端、大川端、宿田、浜川田、東川原、大木田の一部、浜城
山田浜	蜂作、関場、山道北、甚四郎前、古川、川端、後中、破町、前田、泉畑、深町、仏房、仲入、岩渕町、沼ヶ沢、免田、浜田、清隆寺分、南浜田、荒巻、後、坂下

※詳しい図面や区域内の地番の確認は建設課で縦覧できます。

■建築制限の内容

上記区域内においては、住居の用に供する建築物(注1)の建築(注2)を制限します。

(注1) 専用住宅、共同住宅、併用住宅及び特別養護老人ホーム、病院、旅館、ホテル等宿泊を伴う建築物が制限されます。それ以外の建築物(店舗、工場、倉庫等)の建築は可能となります。

(注2) 制限される建築とは、以下の行為となります。

- ①新築…更地に新たに建築物をつくること。または別棟で新たに建築物をつくること。
- ②増築…敷地内の既存建築物に増築すること。
- ③改築…従前の建築物を取壊し、これと位置、用途、構造、階数、規模がほぼ同程度のものを建てること。
- ④移転…同一敷地内で、建築物を移すこと(曳家)。ただし、曳いた先の敷地が異なる場合は新築。

■制限する期間

防波堤、護岸の整備等防災対策や避難道路の整備等減災対策が講じられる等までの当分の期間となります。

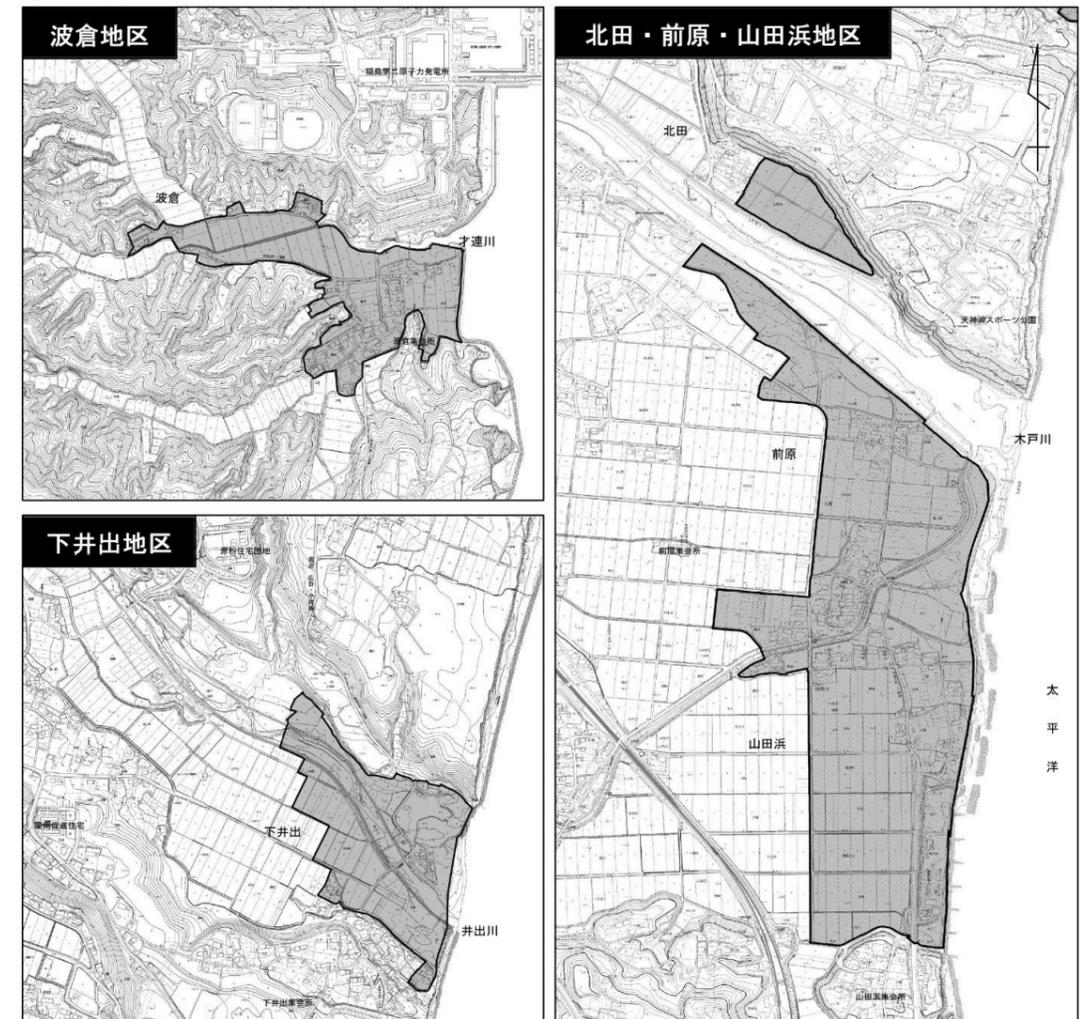
■その他

災害危険区域指定は、「防災集団移転促進区域」とは別のものです。

●お問い合わせ

いわき出張所 建設課 建築係 ☎0246-46-2551(内217)

〈災害危険区域図〉



の網かけ部分が「災害危険区域」